

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山鹿市は、個人住民税に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山鹿市長

公表日

令和7年12月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等の規定に基づき、住民税の当初課税及び異動、照会、証明書の発行、通知書の出力等の事務を行う。</p> <p>確定申告書や住民税申告書等の当初賦課資料の管理及び個人住民税の賦課・徴収等の事務を行う。</p> <p>納付書や口座振替等の納付の受け入れを行い、各賦課データの納付状況の管理、納付指導、滞納整理等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人住民税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促、滞納処分及びその他の地方税の賦課徴収、滞納処分の為に必要な調査(犯則事件の調査を含む)及び各種証明書の発行 ②個人住民税の減免 ③個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 ④個人住民税の障害者控除の適用 ⑤個人住民税の課税(家屋敷課税) ⑥収滞納状況等の照会 ⑦口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	(1)個人住民税システム、(2)申告受付システム、(3)収納管理システム、(4)滞納管理システム、(5)宛名管理システム、(6)団体内統合宛名システム、(7)中間サーバー、(8)eLTAX
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)課税台帳ファイル、(2)障害者関係ファイル、(3)生活保護関係ファイル、(4)年金特徴ファイル、(5)収納履歴ファイル、(6)滞納処分ファイル、(7)交渉記録ファイル、(8)口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表第24の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表</p> <p>【情報照会の根拠】 :48の項</p> <p>【情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117
-----	-----------------------------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118
-----	-------------------------------------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。個人住民税業務では、上記のほか、下記局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・給与支払報告書等に記載された個人番号および本人情報のシステムへの入力 ・個人番号および本人情報の記載された給与支払報告書等の破棄 等

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---------------------------------------------------------

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	山鹿市研修計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、アクセス権限の適切な管理も行い、主管課による内部監査等を実施しており、これらの対策をこうじていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I -4-②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :27の項 (情報提供の根拠) :1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、 27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、 48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、 66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、 94、97、101、102、103、106、107、108、 113、114、115、116、117、120 の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、1 9、20、21、22、23、25、28、31、32、33、3 4、35、36、37、38、39、40、43、44、45、4 7、49、50、51、53、54、55、58、59条</p>	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :27の項 (情報提供の根拠) :1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、 27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、 42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、 65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、 87、91、92、94、97、101、102、103、10 6、107、108、113、114、115、116、117、 120 の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠)</p>	事後	主務省令の追記
平成29年2月1日	II -1対象人数	平成27年2月6日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成29年2月1日	II -2取扱者数	平成27年2月6日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成30年4月1日	I -5-②所属長	梅崎 康二	高森 信昭	事後	
平成30年5月31日	I -5-②所属長の役職名	税務課長 高森 信昭	課長	事後	様式の改正に伴うもの
平成30年5月31日	II -1対象人数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年5月31日	II -2取扱者数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成31年1月8日	I -1-③システムの名称	個人住民税システム、申告受付システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納管理システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー	個人住民税システム、申告受付システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、eLTAX	事後	eLTAXシステムの使用開始
平成31年1月8日	II -1対象人数	平成30年5月31日 時点	平成30年11月30日 時点	事後	
平成31年1月8日	II -2取扱者数	平成30年5月31日 時点	平成30年11月30日 時点	事後	
令和1年5月31日	II -1対象人数	平成30年11月30日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II -2取扱者数	平成30年11月30日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II -1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II -2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	II -1対象人数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	II -2取扱者数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月9日	II-1対象人数	令和3年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年7月9日	II-2取扱者数	令和3年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :27の項 (情報提供の根拠) :1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22の2、23、25、26の3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :27の項 (情報提供の根拠) :1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22の2、23、25、26の3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条</p>	事後	法改正に伴う修正
令和4年11月30日	II-1対象人数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月30日	II-2取扱者数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	I-2特定個人情報ファイル名	当初資料ファイル、障害者関係ファイル、生活保護関係ファイル、年金特徴ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分ファイル、交渉記録ファイル、口座情報ファイル	課税台帳ファイル、障害者関係ファイル、生活保護関係ファイル、年金特徴ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分ファイル、交渉記録ファイル、口座情報ファイル	事後	
令和5年11月30日	I-4-②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :27の項 (情報提供の根拠) :1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22の2、23、25、26の3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :27の項 (情報提供の根拠) :1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22の2、23、25、26の3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3条</p>	事後	
令和5年11月30日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118	事後	
令和5年11月30日	II-1対象人数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	II-2取扱者数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月5日	I-1-③システムの名称	個人住民税システム、申告受付システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サークル、eLTAX	個人住民税システム、申告受付システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サークル、eLTAX	事前	
令和6年12月5日	I-3法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 第16項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表第24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)16条	事後	法改正に伴う修正
令和6年12月5日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報照会の根拠) :27の項 (情報提供の根拠) :1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22の2、23、25、26の3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条	番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 【情報照会の根拠】 :48の項 【情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	法改正に伴う修正
令和6年12月5日	II-1対象人数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	
令和6年12月5日	II-2取扱者数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	
令和6年12月5日	IV-8 判断の根拠	-	2) 十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録 ⑨「従業者に対する教育」登録	事前	様式の改正に伴うもの
令和6年12月5日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	-	2) 十分である 山鹿市研修計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、アクセス権限の適切な管理も行い、主管課による内部監査等を実施しており、これらの対策をこうじていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事前	様式の改正に伴うもの
令和7年12月15日	II-1対象人数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事前	
令和7年12月15日	II-2取扱者数	令和6年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	